

# 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出 提出書類と注意事項

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額及び規則第3条第3項の第1号事業支給費の額等の算定に関する基準の中で、事前に市町村長に届出なければならないことが明記されている事項について、体制届の提出が必要となります。

## 1 届出の必要な場合

- (1) 指定申請を行うとき
- (2) 新たに加算を取得するとき
- (3) 取得している加算を取り下げるとき
- (4) 取得している加算、減算などに係る体制に変更が生じたとき

## 2 提出期限

- ・ 算定月の前月の15日（必着）
- ・ 15日が閉庁日の場合は翌開庁日
- ・ 基準に該当しなくなった場合には速やかに提出してください。
- ・ 処遇改善加算等については提出日が異なるので注意してください。

## 3 提出方法

- ・ 必要書類をメールまたは郵送で提出してください。
- ・ 届出の控えをご希望の場合は以下のとおりとしてください。
  - メールで提出する場合
    - ・ 件名は「【体制届】事業所名」としてください。
    - ・ メール本文に返信希望の旨を記載してください。受け付けた旨の返信をします。
  - 郵送で提出する場合
    - ・ 体制届のコピーおよび返信用封筒（切手を貼付したもの）を同封してください。受付印を押印し返送します。

## 4 提出先

- 宛 先：〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号 介護保険課 施設グループ
- アドレス：[shisetsu-g@city.ichikawa.lg.jp](mailto:shisetsu-g@city.ichikawa.lg.jp)

## 5 注意事項

- ・ 届出が必要とされない加算要件についても指導監査の対象となります。すべての要件を満たしていることが分かるよう、必要な記録等を整備してください。
- ・ 審査が通った場合でも、特段の連絡はいたしませんのでご注意ください。
- ・ 加算要件を満たさなくなった場合または減算要件に該当する場合は、すみやかに届出てください。
- ・ 市川市以外の市区町村から指定を受けている場合は、当該市区町村にも必ず届出てください。

## 6 提出書類

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ・ 添付書類（以下参照）

### サービス共通

届出項目	添付書類
LIFE への登録	・なし
介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	・市公式 Web サイト「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出について」を確認してください。

### 第1号通所事業

届出項目	添付書類
職員の欠員による減算の状況	・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
若年性認知症利用者受入加算	・なし
生活機能向上グループ活動加算	・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
運動器機能向上体制	・勤務体制及び勤務形態一覧表 ・機能訓練指導員の資格証の写し
栄養アセスメント・栄養改善体制	・管理栄養士の雇用または連携のわかるもの
口腔機能向上加算	・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・言語聴覚士等の資格証の写し
選択的サービス複数実施加算	・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・機能訓練指導員等の資格証の写し
事業所評価加算〔申出〕の有無	・市公式 Web サイト「事業所評価加算の届出について」を確認してください。
サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙 38）
生活機能向上連携加算	・指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることが分かるもの ・生活機能向上連携加算 算定確認表
科学的介護推進体制加算	・なし